

スコットランドにおける青少年裁判所プロジェクト —若年常習犯罪者対策の行方—

渡 邊 泰 洋

- 1 はじめに
- 2 スコットランド少年司法の概観
- 3 青少年裁判所プロジェクトの経緯と組織
- 4 青少年裁判所プロジェクトの評価
- 5 青少年裁判所プロジェクトの問題点
- 6 おわりに

1 はじめに

スコットランドの少年司法といえば、キルブランドン（Kilbrandon）思想に基づく福祉主義がしばしば連想される。すなわち、スコットランドは、1964年のキルブランドン報告書を契機として、イングランドのシステムを真似た少年裁判所（juvenile court）を廃止して、それに代わり1968年ソーシャル・ワーク（スコットランド）法（the Social Work (Scotland) Act 1968）に基づいて1971年に児童聴聞制度（Children's Hearings System）を創設した。その後、新自由主義を標榜する他の諸国とは異なり、スコットランド少年司法は一貫して、少年犯罪者に対するソーシャル・ワークを中心とした福祉・ケアを重視する道を歩み、処罰的、拘禁的対応を回避してきたのである。それがスコットランドの人々の誇りでもあり、イングランドとの差別化の象徴でもあった。

しかしながら、1998年における政治的変化、いわゆる権限委譲

(devolution)¹によって、少年司法にも改革の波が押し寄せ、近年大きな改革が進行しつつある。結論からいえば、権限委譲後のスコットランド行政府はイングランドの少年司法政策に追随する傾向がみられ²、従来の福祉主義の修正ないしは処罰主義への転換を図ろうとしていた。その象徴が、本稿がテーマとする青少年裁判所プロジェクトの構想である。これは明らかに、現行の児童聴聞制度の欠陥を認識するものであって、スコットランドの少年司法を長く特徴づけてきた児童聴聞制度の危機とも呼べる状況である。

すでにプロジェクトは、後述するように2ヶ所のシェリフ裁判所で試験中であり、また他方で、青少年裁判所プロジェクトの評価研究も実施されている³。そこで、以下では、このようなスコットランドの政治情勢にも配慮しつつ、とくに青少年裁判所プロジェクトの成行・効果に焦点を当て、究極的に当該プロジェクトがめざす若年常習犯罪者対策の行方について論じたいと思う。

2 スコットランド少年司法の概観

1 キルブランドン思想と児童聴聞制度

スコットランド少年司法の分水嶺は、1964年のキルブランドン報告書とそれに基づく1971年の児童聴聞制度の導入期に訪れた。それ以前、イングランドと共に1908年に少年裁判所を導入し、いわゆる「修正刑事裁判所モデル(modified criminal court model)」の下、少年犯罪者に対する司法と福祉の両義性を抱えてきた⁴。実際、少年犯罪者は成人を扱う裁判所と同様の裁判所で扱われ、ただ成人犯罪者との分離が図られるに過ぎなかった。そこで、このような流れを一変させたのが、キルブランドン思想であり、1968年にはそれを具体化するソーシャル・ワーク(スコットランド)法が成立し、その前文には明瞭に児童の社会福祉の増進が謳われ、「社会化裁判所モデル(socialized court model)」に転じたのであった。これを具体化したのが児童聴聞制度である。

キルブランドン思想とは、当時スコットランド上級判事であったキルブランドン卿が主宰する児童及び若年者委員会において、少年司法制度の全般を

検討した結果としての答申内容を示す。簡単に言えば、犯罪少年と要保護少年の問題性には質的相違はないこと、またこれらの者を扱う事実認定と処遇決定の機関を分離すべきこと、少年の扱いは地域代表によって決定されるのが望ましいとする考え方である。その際に使用された標語“needs rather than deeds (少年の行為よりもニーズ)”はあまりに有名である。言い換えれば、児童の最善の利益を重視し、児童のニーズに対して迅速かつ最小限の介入を行って、少年の犯罪者化というラベリングを回避する趣旨であろう。こうして、1971年に導入された児童聴聞制度は、1980年代に保護手続を少年裁判所から分離して青少年裁判所へと変化したイングランドとは対照的に、今日も大規模な修正を経ることなく存続している。その結果、スコットランド少年司法の安定性は、多くの諸国からさまざまな形で賞賛を受け、イングランドとは異なるスコットランド固有の制度としてスコットランド人の誇りとなった。

児童聴聞制度の主要な特徴は、事実認定（証拠の判断）と事件の処理（処遇の検討）を分離した点にある。前者はもっぱらレポーターの手に委ねられ、レポーターは児童聴聞制度への送致を正当化する法的根拠の存在を確認し、当該児童に対する強制的ケアの必要性を判断する。そして、事件が児童聴聞に付されるとパネルによって処遇の検討が行われる。いわば、レポーターはインテイクの役割を果たす。その際、児童およびその両親は送致事由を受け入れる（つまり罪を認める）必要がある。その送致事由を争う場合は、シェリフ裁判所に事件が送られ、送致事由の有無が判断される。児童聴聞の審理には、素人パネル構成員（地域社会の代表）、児童およびその両親、レポーター、ソーシャル・ワーカー、それに必要に応じて教師、心理学者、精神科医などが関わり、そのほか、児童・両親側の法律家の同席も認められる。

このように、児童聴聞制度は対象少年の同意に根ざす意思決定が中核を担い、言い渡される処分は収容監督命令ないし非収容監督命令で、これにはいずれもソーシャル・ワーカーの監督が付される。監督命令は最高1年継続するが、場合によっては対象者が18歳に達するまで延長可能である。要するに、児童聴聞制度の対象となるのは、ケア・保護事由のある16歳以下の児童および犯罪事由のある8歳以上16歳以下の児童である。さらに、16歳から18

歳までの者は成人裁判所で扱われるが、その場合でも裁判所は助言と処分を求めて聴聞制度に事件を戻すことが可能で、実際のところ、大半が児童聴聞に戻されている。逆に、少年事件を成人裁判所に起訴する場合、検察庁長官 (the Lord of Advocate) の許可が必要とされ、少年事件の起訴は例外的である⁵。

このように、スコットランドでは刑事責任年齢が8歳と他のEU諸国に比して著しく低く設定されているにもかかわらず、実際には18歳まではほとんど児童聴聞制度という福祉に委ねられている点に大きな特徴がある。

2 近年の変化

しかしながら、1990年中葉には、このように福祉に根ざした安定的少年司法にも変化の兆しが見られるようになる。その契機となったのは、少年常習犯によるモラル・パニック現象や反社会的行動に対する政府の認識の変化である⁶。また、スコットランド行政府とブレア政権とのイデオロギーの一致もその原動力となった。その背景について、独立したばかりのスコットランド議会を成功させるために、政府は政治的能力と社会的連帯を構築する必要があり、そのために住民の理解が得やすく、またその要求の強い犯罪や刑罰に関する政策を全面に押し出したという見解もみられる⁷。つまり、およそ300年ぶりに復活を果たしたスコットランド議会の成功のために住民意識に迎合して厳罰化路線に転向したというのである。この結果、児童福祉を中心としたスコットランド少年司法の精神は浸食されたとされる。

他方で、近年、スコットランドでもイングランドと同様に、刑事司法機関の管理主義や説明責任が強調され、その活動の目的は公衆保護、犯罪者のリスク管理と効率的運営に向けられている。そのために、各地で複数の機関が協働して問題に対処する、いわゆる多機関協働体制が構築され、少年司法の組織と運営に関する多機関青少年司法チームの結成が相次いでいる。その構成員にはソーシャル・ワーカー、警察、地域社会、保健衛生機関、ボランティア部門、児童聴聞レポーターなどが含まれている。このような機運は、児童聴聞制度の再検討と新制度の模索という側面を有し、これが後に青少年裁判所プロジェクトへと結びついたのである。

3 青少年裁判所プロジェクトの経緯と組織

1 背景

スコットランド少年司法は、1968年ソーシャル・ワーク法以降、児童聴聞制度を中心に展開してきた。児童聴聞制度は先の標語“needs rather than deeds”で示されるとおり、児童が犯した行為に焦点を当てるのではなく、児童の最善の利益という観点から、児童のニーズに適した対応をとることが強調される。これが上述したキルブランドン思想である。

歴史的にみると、1707年連合法（Act of Union 1707）によりスコットランドはイングランドに併合され、当時のスコットランド議会は解散した。その結果、スコットランドの政治の実権はウェストミンスターにあるイングランド議会が有したのである。その後、およそ300年にわたり、スコットランドに関する法令はイングランド議会で制定されることとなった⁸。しかし、1998年の権限委譲（devolution）の結果、スコットランド議会在復活し、外交・防衛・主要財政など連合王国全体に関連する事項を除いてスコットランド内に関する法令をスコットランド議会在独自に制定できるようになった。そして、種々の改革がなされるようになり、刑事司法についてもその例外ではなかったのである。

そして、少年司法改革の一環として、青少年裁判所プロジェクトが浮上し、従来の児童聴聞制度に代替ないしは補正する新たな裁判所の設置が構想されたのである。その狙いは主として、若年の常習犯罪者対策と言われる。しかし、上述のキルブランドン思想に依拠して長く少年犯罪者に対する福祉政策を維持してきたスコットランドが、むしろイギリスの制度に追随する方向を示したことは、権限委譲という自治権の回復後であって、きわめて皮肉と言わなければならない⁹。もっとも、青少年裁判所プロジェクトには後述のように批判も強く、今後このプロジェクトが正式な制度に高められ、全国に展開されるかどうかは予断を許さない¹⁰。

2 青少年裁判所プロジェクトの狙い

スコットランド行政府 (Scottish Executive)¹¹ は、新裁判所プロジェクトに先立ち、少年犯罪者の動向を分析した結果、1995年から2000年の5年間で、1～3回と犯歴の少ない少年犯罪者数にはほとんど変化がないのに対して、4～9回の犯歴をもつ少年が若干増加し、10回以上の児童が5%増加した事実を重視した¹²。それを受けて、2002年6月スコットランド行政府は、「青少年犯罪の削減ためのスコットランド・アクション・プログラム」を公刊し、次の10個のアクション・プランを提示した¹³。いわゆる「青少年犯罪に関する10アクション・プラン (The Ten-Point Action Plan on Youth Crime)」である。

- ① 専門家養成のパイロット実施
- ② 16, 17歳の年齢層¹⁴を対象とした青少年裁判所実行可能性プロジェクト (YCFPG) の立ち上げ
- ③ 自由制限命令 (Restriction of Liberty Orders), 反社会的行動命令 (Anti Social Behaviour Orders), 地域作業命令 (Community Service Orders) の適用範囲の検討
- ④ 可視性を高めた「安全スコットランド」警察キャンペーンの実施
- ⑤ 地域社会プロジェクト実施に対する最良の実践の拡大と確固たる基準の確立
- ⑥ 警察警告制度のスコットランド全土にわたる適用の検討
- ⑦ 女子専用の全国的に利用可能な警備施設 (Secure Accommodation) を再配置
- ⑧ 地方当局, 刑事司法機関, 児童聴聞機関で機能する全国運用基準の設定
- ⑨ 両親の責任 (parental responsibility) の強化
- ⑩ 裁判所付託の手續速度を増大させる手段の検討

これらの10アクション・プログラムのうち、常習犯罪者対策に関連するのは、①～③である。

3 常習犯対策

2002年6月、スコットランド行政府は、「青少年犯罪に関する10ポイント行動計画」を公表した。特に、スコットランドの関係閣僚は、青少年犯罪全体の削減と同時に、増加傾向にあった常習犯罪者数に関心を示した。スコットランドの閣僚は、常習犯罪者に対する集中的施策の必要性を認識した。そこで、青少年犯罪に関する関係閣僚会議（Ministerial Group on Youth Crime）は、16歳、17歳の常習犯罪者専用の青少年裁判所導入可能性の研究を行うことを勧告した¹⁵。この勧告を受けて、2002年9月、スコットランド行政府は青少年裁判所実現可能性プロジェクト・グループ（Youth Court Feasibility Project Group. 以下“YCFPG”とする）を設置し、YCFPGに青少年裁判所の導入可能性に関して2002年末までに報告書を作成することを求めた。2002年12月、YCFPGは、報告書を公刊し、現行法制のもとで青少年裁判所プロジェクトが行えることを司法大臣に示した¹⁶。その後、2003年6月にサウス・ラナークシャーにあるハミルトン（Hamilton）で、翌2004年6月にはノース・ラナークシャーのエアドリー（Airdrie）でプロジェクトが開始された¹⁷。

4 青少年裁判所の対象

青少年裁判所の対象となるのは、常習性基準（persistence criterion）と状況的背景基準（contextual criterion）という2つの基準のいずれかに該当する者である¹⁸。常習性基準とは、青少年裁判所プロジェクトの管轄地域であるノース・ラナークシャーないしサウス・ラナークシャーに居住し、過去6ヶ月以内に刑事訴追に至った少なくとも3つの個別の経歴を有し、今回さらに別の犯罪の嫌疑をかけられた16歳および17歳の者（およびシェリフ略式裁判所で起訴される可能性のある一部の15歳）を意味する。対して、状況的基準は、青少年裁判所送致が地域社会の安全を強化し再犯リスクを削減する観点から適切であることを示す若年者の状況をいう¹⁹。これら2つの基準に合致するかどうか、青少年裁判所に送致するかどうかは検察官（procurator fiscal）が判断する。

5 関係機関

青少年裁判所プロジェクトは、現行の法制度の下で実施され、プロジェクトに関わる人々は、警察、検察、シェリフ、書記官 (sheriff court)、地方当局職員などである。このほかに、ハミルトンとエアドリーの両裁判所で常勤調整連絡官 (full-time co-ordinator) と調整官代理 (deputy co-ordinator) の職が新たに設けられ、また少年ソーシャル・ワーク・チーム (juvenile social work team) がハミルトンに、青少年司法チーム (youth justice team) がエアドリーに設置された²⁰。常勤調整連絡官と調整官代理は、青少年裁判所の運用を監督し、手続が遅滞なく進むことを確保するために手続に関連する諸機関 (警察、検察、青少年裁判所など) 間の実務を調整することを職務とする。なお、少年ソーシャル・ワーク・チームと青少年司法チームは名称は異なるが、メンバーや役割はほぼ同様である。すなわち、両者とも地方当局ソーシャル・ワーク部に所属するソーシャル・ワーカーで構成され、若年犯罪者が青少年裁判所の命令を忠実に履行しているかどうかを監督する。

6 手続

警察は、16歳および17歳 (一部15歳) に関する全事件を青少年裁判所検察官 (Youth Court Procurators Fiscal) に送致する。検察官は、警察、レポーター、ソーシャル・ワーク部と協議したうえで、事件を青少年裁判所に付託するかどうかを決定する²¹。

青少年裁判所が事件を受理すると、有罪ないし無罪の答弁が行われ、無罪の答弁の場合には事実認定手続を経て、有罪と判断されると処分が検討され判決が下される。他方、有罪の答弁がなされた場合、速やかに処分の検討に入る。なお、成人裁判と同様に、審理は公開の法廷で行われ、シェリフは公式の法衣をまとう。もっとも、青少年裁判所の場合、シェリフその他の裁判関係者は少年が理解できる平易な言葉で話し、少年が萎縮せずに主張できるような雰囲気醸成するよう努めなければならない。

7 処分

青少年裁判所プロジェクトが法改正を伴わず行われた関係で、青少年裁判

所の権限や量刑範囲はシェリフ略式裁判所 (sheriff summary court) と同様である。処分としては、プロベーション、地域作業命令 (community service orders), 自由制限命令 (restriction of liberty orders), 薬物治療・検査命令 (drug treatment and testing orders), 宣告猶予 (deferred sentences) などの種々の地域監督命令 (community supervision orders) があり、個別にあるいは複合的に選択できる²²。

青少年裁判所が言い渡す処分の中には、若年犯罪者専用を設定されているもの、たとえばプロベーション命令や宣告猶予の条件として特別プログラムを課すことができる。特別プログラムには、再犯要因となりうる社会的・個人的問題に対処して、集中的で広範囲の地域プログラム・サービス、若年犯罪者集団を対象とする強化介入プログラムがある。各種サービスは、地方当局 (local authority) や地方当局と契約を結んだボランティア部門の専門プログラム提供者 (specialist programme providers) が行う。青少年裁判所で下された各種命令は、裁判所に報告書の提出義務を負う地方ソーシャル・ワーク部によって監督される。なお、青少年裁判所によって下された地域監督命令に対する違反は、迅速処理違反プロセスとして扱われ、成人簡易裁判所に移送される²³。

4 青少年裁判所プロジェクトの評価

スコットランド行政府は、2003年6月のハミルトン青少年裁判所プロジェクトの開始に伴い、スターリング大学、ストラスクライド大学、TNS ソーシャル・ワークの研究者で構成されるチームに同青少年裁判所プロジェクトの評価研究を委託した²⁴。この青少年裁判所評価チームは、その後、2004年6月に設置されたエアドリー青少年裁判所プロジェクトの評価研究も担当している。そして、2004年7月に最初のハミルトン青少年裁判所プロジェクトに関する中間報告書を公刊したほか、その後、2005年にハミルトン青少年裁判所、2006年にエアドリー青少年裁判所それぞれの報告書も発表した。さらに、2006年4月にハミルトン及びエアドリー両青少年裁判所プロジェクトについて総合的に評価した最終報告書を公刊している²⁵。表1は、上記の動向

表1 青少年裁判所プロジェクト関連年表

2002年	・「青少年犯罪に関する関係閣僚会議」が「青少年裁判所実行可能性調査プロジェクト・グループ（YCFPG）」の創設を勧告 ・スコットランド行政府（Scottish Executive）がYCFPGを設置
2002年12月	YCFPG が報告書を公刊
2003年6月	ハミルトン（Hamilton）青少年裁判所実験 開始
2004年6月	エアドリー（Airdrie）青少年裁判所実験 開始
2004年7月	「ハミルトン青少年裁判所実験中間報告書」 公刊
2006年4月	「エアドリー及びハミルトン青少年裁判所実験の評価」 公刊
2006年11月	Justice Minister Cathy Jamiesonが青少年裁判所実験の拡大（Kilmarnock, Paisley and Dundee）を公表

を示したものである。

1 設定目標に対する個別評価

両青少年裁判所に対する調査期間は、ハミルトンが2003年6月から2004年12月まで、エアドリーが2004年6月から2005年12月までの1年6ヶ月である。そしてそれぞれの調査期間中における処理件数と処理人員は、ハミルトンが611件と402名、エアドリーが543件と341名であった。また、用いられた評価手法は、実験群・対照群を設定する統計的手法、シェリフやソーシャル・ワーカーなどの青少年裁判所プロジェクト関係者と青少年裁判所の対象となった若年者への面接調査、プロジェクト地域住民への面接調査、青少年裁判所の事例研究、青少年裁判所の運用の観察、費用対効果調査などである。最終的に、評価研究グループは、YCFPGがプロジェクトに関して設定した5つの目標、すなわち、①16, 17歳の再犯予防状況、②社会的包摂（social inclusion）、市民性、個人の責任自覚の強化と若年犯罪者の潜在能力の開発、③迅速処理手続の確立、④地域社会の安全促進、⑤実行可能性と有効性の検討及び法制その他の変革の必要性の認識、などが達成されたかどうかをそれぞれ検証し、最後に青少年裁判所プロジェクトの総合的な評価を下している。以下、個別にみてみたい。

表2 プロジェクト群と対照群における対象者の6ヶ月、12ヶ月の再犯率

	ハミルトン 青少年裁判 所 (361名)	ハミルトン・ シェリフ簡易裁 判所 (383名)	エアー・ シェリフ簡易裁 判所 (265名)	ファルカーク・ シェリフ簡易裁 判所 (347名)
6ヶ月以内の再犯 (%)	19%	20%	22%	28%
12ヶ月の再犯(%)	27%	28%	28%	35%

※出典：Evaluation of the Airdrie and Hamilton Youth Court Pilots, 2006. p. 66.

※右3つの裁判所が対照群である。

(1) 再犯状況

評価研究グループは、青少年裁判所の対象となる若年者の再犯予防について統計的手法を用いて分析しようとしたが、それを正確に行うためには調査期間が短すぎるという。このような問題を抱えつつも、評価研究グループは実験群と対照群の比較を試みた。その結果、ハミルトン青少年裁判所（実験群）の対象者と比較したシェリフ裁判所（対照群）の対象者の再犯状況に関しては、ほとんど相違はなかったことが明らかになった（表2参照）。

他方、プロジェクト対象の若年者に対する面接調査によると、青少年裁判所で課されたプログラムが自らの再犯可能性を低めたと答えた者が多い。また、シェリフやソーシャル・ワーカーなどの専門家に対する面接調査でも、青少年裁判所が扱った事件の多くは再犯可能性を低下させることができたとする考えが多数を占めた。特に、裁判所が若年者に科した処分の忠実な履行を審査するレビュー・ヒアリングが再犯可能性の低下に効果があるかという問いには専門家は肯定的に評価している。この結果に基づくと、レビュー・ヒアリングの実施が若年者とシェリフの間のコミュニケーションを促進しており、それによって強固な信頼関係が構築されると、若年者が処分を忠実に履行し社会復帰できると考えられる。

(2) 社会的包摂の促進など

青少年裁判所が若年犯罪者に下す命令やそれに従って科されるプログラムは、対象者の再犯リスクを削減すること、その社会的包摂を促進しその潜在

能力を引き出すことを目的とする。後者の社会的包摂の促進と潜在能力の開発についても、調査期間が短期であったため、統計に基づいて根拠を示すことは困難であったので、評価研究グループは、専門家および若年者に対する面接調査に基づいて検討した。専門家、なかでもソーシャル・ワーカーの多くは若年者の雇用や訓練、教育を目的とする介入プログラムがある程度の積極的な効果を有したと回答した。また、一部の若年者はこれらの介入プログラムによる支援を好意的に受け止めている。

(3) 迅速処理手続の確立

迅速処理手続は、上記5つの目的のなかでも、かなり効果的であると専門家によって高く評価された事項である。迅速処理手続に関しては具体的な数値目標が設定され、裁判所で事件受理をした後、40日以内に審理を終了することが求められた。そして、プロジェクト期間中、ハミルトン青少年裁判所では全事件中95%の事件が目標を達成した。対照群のシェリフ簡易裁判所の平均処理日数121.2日と比較すると、ハミルトン青少年裁判所の平均処理日数は35.6日であり、従来よりも迅速処理手続を導入した青少年裁判所のほうが3ヶ月弱ほど速く審理を終了している。

シェリフその他の専門家は、これによって若年者に対して言い渡される処分の意義を高めたとみなしている。これは、しばしば指摘されるように、若年犯罪者の検挙から処分が言い渡されるまでの時間が短ければ短いほど判決の感銘力が高まるということであろう。

(4) 地域社会の安全促進

評価研究グループは、関係データを分析するには時間的に困難なので、青少年裁判所が地域社会の安全促進にどのような影響を与えたかを検証することは、5つの事項の中で最も難しいという。たとえば、警察官の報告では、青少年裁判所の導入および夜間外出禁止などの特定手段の実施によって、一部の地域において一定タイプの犯罪が記録的に減少した結果に寄与したという。もっとも、評価研究グループは、犯罪統計の変化には社会のあらゆる要素が混入しており、裁判所導入、それに付随する手段の実施と犯罪減少の関係を評価することはかなり問題であり、ほぼ不可能であると主張している。

そこで、評価研究グループは、青少年裁判所が地域社会に与えた影響を測

表3 住民への面接調査結果比較

	第1回調査	第2回調査
少年犯罪が問題である	60%	53%
地元の刑事司法機関に満足している	19%	26%
若年犯罪者は成人犯罪者と同様に扱われるべきである	42%	43%

※出典：Gill McIvor et al, op. cit., 2006, p. 68 を元に作成した。

定するために、以下のような面接調査を行った。具体的には、2003年9月～11月にかけて第1回住民面接調査、次に、第1回調査から約16ヶ月後の2005年1月～2月の間に第2回調査を実施した。面接対象となった住民数は、第1回が541名、第2回が528名であった²⁶。この面接調査では、地域社会における犯罪状況の認識と刑事司法制度・青少年裁判所に対する満足度に関する質問がなされた。第1回調査と第2回調査を比較すると、基本的に第2回調査の方において、住民の地域安全に関して良好な結果を得られている（表3参照）。もっとも、評価研究グループは、これが青少年裁判所の存在に起因するかを証明するのは、上記の理由と同様に、かなり困難であると指摘する。

(5) 実行可能性

青少年裁判所の量刑権限は他のシェリフ裁判所と同等であり、青少年裁判所担当シェリフに対する面接調査において、シェリフは、青少年裁判所の処分範囲、少年が処分に違反した場合に青少年裁判所が科すことのできる制裁の範囲は妥当であると回答した。青少年裁判所は夜間外出禁止命令を発する際に条件として電子監視を付す権限を与えられているが、これについても、専門家は勾留に代わる代替手段として有用な選択肢と考えていることが伺えた。

他方、青少年裁判所シェリフは、プロベーション命令が言い渡された若年者を定期的に裁判所に召喚し、プロベーションの実施状況を検証する権限を有する、いわゆるレビュー・ヒアリング権限について、2005年犯罪者管理等（スコットランド）法で法的根拠を与えられている²⁷。この点につき、面接調査において、専門家はこの法的根拠がないと青少年裁判所手続をより効果的、

効率的に機能させることはできないと考えており、そこで、評価研究グループも青少年裁判所を全国的に展開するにあたって、新たな立法の必要性はないとする。

2 青少年裁判所プロジェクトの総合評価

評価研究グループによる青少年裁判所の総合的評価を要約すると、積極面として、第1に、ハミルトンとエアドリーの両プロジェクトは、調査された範囲に関する限り、YCFPGによって設定された5つの目標を達成し成功を収めてきたと言ってよいであろう。特に、迅速処理に関しては、関係機関と専門家の間の良好な情報共有、適切な連絡、円滑なコミュニケーションがなされたこと、関係機関内で裁判所担当者が配置されたこと、迅速処理手続の問題点を検討・改善するための協議が適宜なされたことなどにより、上述のとおり、対照群と比較して青少年裁判所審理の劇的な短縮につながった。第2に、青少年裁判所プロジェクトは、スコットランド法制度の大規模な変更を伴わずに、現行法制下で全国展開が可能なことである。第3に、青少年犯罪を扱ううえで、以前の法制度と比較して青少年裁判所の方が進歩していると専門家、若年犯罪者、地域社会の住民らが考えていることである。

他方、消極面としては、第1に、迅速処理の重視が結果として青少年裁判所の処理件数を増加させるとともに、関係職員に多大なプレッシャーをかけ、種々の問題を生じさせたことである。すなわち、法廷の秩序維持、対象若年者に関する報告書の質の低下などである。第2に、ネット・ワイドニングの問題がある。実際、青少年裁判所の導入後にシェリフ裁判所への略式起訴件数が急激に増加したことが数値で示されている。評価研究グループによると、これらの急増のなかには、以前であれば検察官による罰金で処理されていた者が多く含まれている可能性があるという。しかも、第3に、そもそも青少年裁判所の設置がスコットランド伝統の少年福祉主義を後退させる点是否めない²⁸。

5 青少年裁判所プロジェクトの問題点

プロジェクト進行中の現在でも、依然、青少年裁判所設置のための立法措置はとられておらず、従って、青少年裁判所の諸手続も成人簡易裁判所 (adult summary court) と同様であって、1995年刑事手続 (スコットランド) 法 (the Criminal Procedure (Scotland) Act 1995) に従って行われている。それゆえ、青少年裁判所は実質的に成人裁判所の扱いである。しかし、実際には、児童聴聞制度の発想に慣れ親しんできた現場の裁判官 (シェリフ) には混乱や動揺もみられ、裁判官の間では、犯罪増加に対する一般公衆の認識に対応した、スコットランド行政府 (当時) の政治的なプロジェクトであるという理解が少なくない²⁹。すなわち、特定集団を標的とするものの認識が強くなり、総じて、青少年裁判所で用いられる基準には疑問の余地があるという³⁰。

1 若年犯罪者の人権問題

他方、特定少年の青少年裁判所への送致については、その合法性と対象者の人権への関心が深まっている。たとえば、被疑者は「若年常習犯罪者 (persistent young offender)」を根拠に裁判所に送致される場合、裁判官は事前に、当該被疑者が犯罪前歴を有していることを知っていることになるが、これは審理に予断を与えることになり、予断排除原則に抵触する。明らかに対象者の人権侵害であり、ヨーロッパ人権会議規則、つまりデュー・プロセス違反であると主張する研究者は少なくない³¹。すなわち、実際、青少年裁判所への付託基準を「常習性 (persistency)」におくのは困難と思われる。このように、付託基準自体が重大な法手続と人権に関するジレンマを抱えている。

スコットランド行政府は、青少年裁判所の「際だった特徴」を強調するが、それによると、「専門的な青少年裁判所」には、若年犯罪者のニーズに合致するように、レビュー・ヒアリング、ソーシャル・ワーク報告書、一定範囲の柔軟なプログラムを含む判決の見直しに関与する機会が与えられた。

このほか、専門的な青少年裁判所職員の採用、事件の迅速な処理、監視委員会・外部評価委員会の設置、保釈中の犯罪者への電子監視の装着などが「際だった特徴」とされる³²。

しかし、上述したように、一般的に、実際に青少年裁判所で審理を行う現職の裁判官（シェリフ）は、青少年裁判所の設置そのものにきわめて懐疑的であり、大きな違いはただ事件の迅速処理くらいであり、また法的権限が与えられていない点についても不満がみられる。しかも、格別の研修も行われていない。比喩的に言えば、「手続はあるが、裁判所はない」という状態である。迅速な審理との関係では、事前に予想されたように、青少年裁判所に付託された全事件の76%以上が有罪の答弁を行っており、その結果、ほとんど裁判審理に進んでいない。これは、以下にみるように、成人裁判所という環境が少年にもたらす別の問題を提起している。

2 成人裁判所環境における少年の扱い

青少年裁判所の問題で最も議論が多いのは、このプロジェクトが国際法上の児童の権利を侵害する恐れについてである。なぜならば、前述したように、青少年裁判所の看板はどうであれ、成人裁判所の環境の下で少年が審理されているからである。具体的には、成人裁判所と青少年裁判所の不明瞭な境界は、いわゆる国連の北京ルールを侵害しているとピアチェンティーニとウォルターズは指摘する³³。つまり北京ルールは、「少年は、児童ないし若年者であって、それぞれの法制度の下で成人とは異なった方法で犯罪が処理されねばならない」とし、刑事司法機関が少年を成人とは異なった方法で扱うべきことを規定している。成人裁判所と同じ環境の下で少年を扱うと、いわゆる悪風感染などの弊害が生じる。少年の扱いにおいてはこれを回避することが重要である。これは、そもそも歴史的に見て、イギリスの少年裁判所の出発点であったことを明記すべきであろう³⁴。実際、構想されたスコットランドの青少年裁判所は、費用と効率の観点から、成人のシェリフ簡易裁判所と同じ建物、法廷が用いられるなど青少年を扱う専用の設備が十分に整っているとは言い難く、たんに時間が分けられているに過ぎない。しかも、担当シェリフは、成人犯罪者に対する量刑と少年犯罪者に対する量刑の指針を

区別して認識していない状況にあるといわれる³⁵。また、青少年裁判所のために考案された特別プログラムに対しても裁判官らの評判は芳しくない。先述したように、まさしく「青少年裁判所固有の施設や職員は存在しない」のである。このように、青少年裁判所プロジェクトは、犯罪少年の法的地位を脅かすものとして、強力な批判がみられる。

3 ネット・ワイドニング

ネット・ワイドニングの指摘には、重要な2つの側面がある。第1に、青少年裁判所の権限と組織は本来、青少年の福祉的管理を提供するのに大きな責任を有するものであるが、現実には、従来児童聴聞制度で扱われた一定年齢層（16歳・17歳、場合によっては15歳）の少年が青少年裁判所に付託されることになっている。適切なプログラムもなく十分な社会的資源も動員されないままプロジェクトが開始された青少年裁判所には、ここでも種々の疑義が表明されている。上記の北京ルールは、刑事裁判所モデルを少年の量刑に用いる場合、少年の福祉は処罰的制裁の回避に貢献するように強調されねばならない、とする。つまり、青少年裁判所は、これらの年齢層に対する介入策の強化であって、それがネット・ワイドニングに当たるという主張である。

第2に、青少年裁判所付託の「状況的背景基準」の問題である。これはリスクの指標として利用されるもので、警察や検察官によって青少年裁判所に付託された事件に対して少年の犯罪状況が地域の安全推進と再犯リスク削減という観点から付託が適切であるかどうかを判定する基準である。しかし、現実には、この状況的背景基準は、何ら定義や説明がされておらず、「常習犯罪者」という概念には合致しない若年犯罪者まで付託するという「雑多な(catch-all)」カテゴリーとしてうまれたのである。評価研究の知見によると、「どのようにして付託基準（特に状況的背景基準）は解釈されるべきかに関し、様々な専門グループの間で合意が欠如していると思われる」という³⁶。この結果、青少年裁判所に出頭した一部の少年は成人のシェリフ簡易裁判所によって扱われるより厳格な処置に服するという問題が生じた。事実、評価研究³⁷で面接を受けた回答者の一部（主としてシェリフやソーシャル・ワーカー）によると、状況的背景基準の適用は初犯でかつ比較的軽微な犯罪を行った若年

者にも使用されているという。

このように、スコットランドの青少年裁判所は「板挟み司法 (double bind justice)」の状況にあるとマンシーは指摘する³⁸。つまり、少年を迅速な処罰や集中的な管理、規則の強化に服させる任務と継続的なニーズのある少年を支援する任務の二重性、つまり司法と福祉の相克がみられる。しかし実際は、介入策や専門プログラムの支援的要素（認知行動プログラム、アルコール・薬物の自覚、訓練活動、家族への支援）は規定されているものの実施されておらず、処罰的管理的要素が先行しており、このような不均衡な状況を解決するには新たな立法しかないと言われる³⁹。

4 考察

マッカラ (Lesley McAra) は、上記の現状をスコットランド少年司法の「脱タータニゼーション (de-tartanization)」とよんでいる⁴⁰。つまり、スコットランドの文化的象徴である「タータン・チェック」からの遊離である。青少年裁判所の展開は、ウェストミンスター（連合王国議会）の処罰的政策の広がりがスコットランドにまで及んでいることを示し、児童聴聞制度を代表とするスコットランド人のアイデンティティを喪失させているように思われる。確かに、青少年裁判所が扱う16歳、17歳を成人裁判所からダイバートさせる点は評価できるとする見解もみられる。しかし、実際には、第1に、児童聴聞制度の監督の下に、16歳、17歳の犯罪者は重大な正式起訴犯罪を行っていない限り、聴聞制度に再送致されることになっており、ハミルトン青少年裁判所でも事件を児童聴聞制度に戻すことを勧告されるケースが際だっている。他方、児童聴聞制度に戻されなかった、つまり青少年裁判所で扱われた事件は、かなり高い割合で拘禁刑、地域刑⁴¹が適用されており、罰金刑はほとんど利用されていない。これは成人のシェリフ簡易裁判所よりも不利な扱いである。第2に、青少年裁判所は成人のシェリフ簡易裁判所とほぼ同様の機能を果たしており、その意味でダイバージョンとはいえず、スコットランドは成人裁判所類似の環境において少年事件を審理するヨーロッパの中でも数少ない国であると言われる⁴²。これらから考察すると、青少年裁判所は、常習性があるとされる16、17歳の少年犯罪者に有罪の答弁を実質的に強

要しているように見える。

一般的に言って、連合王国全体における刑事司法の方向性は、若者敵視政策にあるように思われる。イングランド及びウェールズの1998年犯罪及び秩序違反法 (the Crime and Disorder Act 1998) はその徴表であり、主として地域社会での若者による無秩序行為・不品行を標的とする。これは地域住民の犯罪不安感の緩和を目的として「地域安全 (community safety)」を実現しようとするもので、いわゆる公衆保護政策の一環である⁴³。まさしくスコットランドの青少年裁判所プロジェクトもこの延長線上に位置づけられ、若年犯罪者との対話、仲介、和解という要素を捨象し、迅速処理、有罪答弁の半強制、集中監視といった処罰的要素を強めている。これはニルス・クリスティがまさしく「見せしめの処罰 (exemplary punishment)」と呼んだ現象であり⁴⁴、非寛容の政策である。これが、児童聴聞制度に通底するキルブランドン思想の精神とは全く対極にあることは明らかであろう。

青少年裁判所モデルは、2ヶ所のプロジェクトの成果を踏まえてスコットランド全域に展開される可能性があった。これに伴って、現行の児童聴聞制度は大きな存続の危機にさらされている。もともとスコットランドの刑事責任年齢 (8歳) は他のヨーロッパ諸国に比し著しく低い。成人裁判所構造をとる青少年裁判所プロジェクトは、刑事裁判所で扱う犯行者をさらに低年齢化させる可能性がある。

6 おわりに

上記で考察したように、児童の権利侵害、デュー・プロセス違反、拘禁利用の拡大、ネット・ワイドニングなどが指摘されるように、青少年裁判所プロジェクトへの批判や抵抗は強い。とくにこの批判者がスコットランド行政府からの委託を受けて行った評価研究の実施者 (とくにピアチェンティーニやウォルターズら) である点が注目される。つまり、彼らはハミルトン青少年裁判所の成り行きを調査した結果、このような結論を導いているだけに、その発言の影響力は大きい。したがって、今後、現在2つある青少年裁判所がスコットランド全土に普及するか否かは予断を許さず、これだけのマイナス材料

があるだけに悲観的な見方が強い。

青少年裁判所の根底にある考え方は、論者が指摘するとおりであるとすれば、常習犯罪者を特別に扱うシステムであり、彼らに対してネット・ワイドニングを含む処罰政策である。しかし、このような「若者は危険」とする見方はスコットランドだけでなく、上述のとおり、イギリス全体に広がりつつあり、たとえば反社会的行動に対する反社会的行動命令（ASBO、アズボと呼ばれる）に象徴されるように、様々な手法・手段を用いて政府は厳しく対応している。これは公衆保護を最優先事項として市民からの支持を獲得したいとする政府の思惑でもあり、この点についてはスコットランドでも同じである。いわゆる刑事政策のポピュリズムといえよう。

スコットランドは、児童聴聞制度に本質的に内在する隘路に対する批判が表面化する一方で、公衆保護の要請に応えるために、政府はその応えとして青少年裁判所プロジェクトを立ち上げ、少年司法政策の舵を大きく右に切った。その構図はまさしく、福祉か処罰かの選択である。つまり、若年犯罪者を援助と指導の必要な児童と扱うか、処罰に値する倫理的に責任ある者として扱うか。そして、今後、児童聴聞制度という福祉優先のスコットランド・アイデンティティを捨てるのか、それともこれを維持して、イングランド政策からの脱却を継続するのか、大いに注目されるところである。

また、これからのスコットランド少年司法政策を占ううえで重要なのは、2007年5月に実施された総選挙の結果、それまでイングランドに追従する政策方針を採ってきた労働党を押さえ、スコットランド国民党（Scottish National Party, SNP）が僅差で第1党に躍り出て与党となったことである。SNPは、スコットランドの独立を標榜する政党であり、その意思を明確するために、スコットランド行政府を2007年9月にスコットランド政府に改称した。これが示すのは、従来の労働党政権とは異なり、現在のSNP政権はナショナリズム指向からスコットランドの独自性を重視する傾向が強いことである。現に、2006年11月に労働党政権下で青少年裁判所プロジェクトの拡張が決定されていたのにもかかわらず、2008年1月にSNP政権は拡張の中止を表明している。青少年裁判所プロジェクトの最終的な決定は2009年春に予定されており、今後の動向が注目される。

このように必ずしも評価が芳しくない青少年裁判所政策ではあるが、わが国への示唆を考えた場合、この政策に含まれる迅速処理手続やレビュー・ヒアリング手続などには、一定の価値があるように思われる。とくに後者については、必ずしも少年事件に限定されるものではないが、裁判所が言い渡した処分の成り行きを裁判所自らがチェックするという処分言渡と予後審査との有機的結合は、わが国の裁判官が判決後の犯罪者処遇に関心が低い点からみて、とくに少年司法領域において十分検討する価値があると思われる⁴⁵。

- 1 1997年の総選挙において、イングランド労働党はスコットランドへの権限委譲を公約として掲げ、その勝利によって1999年にスコットランド議会在エディンバラに開設され、直ちに総選挙が行われた。歴史的には1707年に連合王国に組み入れられて以来の自治権を回復したことになる。
- 2 もともとスコットランドは労働党の強い選挙区であり、連合王国の歴代首相を多く輩出し、現首相ゴードン・ブラウン氏もスコットランド出身である。そして、1998年犯罪及び秩序違反法に象徴されるように、現在イングランドで進行中の少年司法の厳罰化は労働党政権のいわば目玉の政策であって、それをスコットランド政府が追随しているのは必ずしも不思議ではないとも思われる。
- 3 筆者はすでに、同プロジェクトの概略とその評価研究について簡単な紹介を試みている（渡邊泰洋『イギリス連合王国における少年法制の変遷』（成文堂、2008年）末尾「研究資料 スコットランドにおけるハミルトン・シェリフ青少年裁判所プロジェクト～導入6ヶ月後の成り行き調査」193頁以下）。
- 4 但し、実際には少年裁判所がスコットランド全域に設置されることはなく、少年事件はシェリフ裁判所とバラ裁判所が扱い、イングランド式少年裁判所の実施は全国で4ヶ所にとどまった（渡邊泰洋・前掲書124頁参照）。
- 5 Lesley McAra, *Welfare in Crisis? Key Developments in Scottish Youth Justice*, J. Mucie and B. Gordon (eds.), *Comparative Youth Justice*, 2006, p. 130.
- 6 *ibid.*, p. 131. 少年事件の起訴はきわめて稀で、年間140件程度とされる。
- 7 *ibid.*, p. 131.
- 8 もっともスコットランドはイングランドとは別個の法制度を維持し（したがって、イングランドの法曹資格はスコットランドでは適用されない）、検察制度などは大陸法のフランスに範を得たり、教育制度も独自の展開をみている（たとえば、大学授業料の無料化など）。
- 9 その兆候は、すでに1995年児童（スコットランド）法などの規定にみられ、権限委譲の以前からみられたが、権限委譲の直後から、その速度が増したことは間違いのない。
- 10 筆者が2007年9月にエディンバラのスコットランド政府を訪問して担当者のサマン

- サ・クープ女史 (Samantha Coope) に面会した結果、政権交代が発生した直後であり、青少年裁判所プロジェクトの今後の行方はかなり不透明になったということであった。
- 11 スコットランド行政府 (Scottish Executive) は、2007年9月「スコットランド政府 (Scottish Government)」に改称された。
 - 12 Scottish Executive, *Youth Justice in Scotland: A Progress Report for All Those Working for Young People*, 2002, p. 2.
 - 13 Scottish Executive, *Scotland's Action Plan Programme to Reduce Youth Crime* 2002, p. 4.
 - 14 重大事件を行った15歳の者も一部含まれる。従来、スコットランドでは、重大犯罪を行っていない限り15歳の少年は児童聴聞制度に付される (1995年刑事手続 (スコットランド) 法42条参照)。他方、16歳・17歳の少年は児童聴聞制度の監督下にある場合を除いて、直接成人シェリフ裁判所に送致される。検察官ないしシェリフが児童聴聞制度で扱うには重大すぎると判断しない限り、成人シェリフ裁判所から児童聴聞制度に戻されるのが通常である (同法42, 48, 49条参照)。なお、廣瀬健二「海外少年司法制度～英、米、独、仏を中心に」家裁月報48巻10号31頁も参照。
 - 15 Scottish Executive, *National Standard's for Scotland's Youth Justice Services: A Report by the Improving the Effectiveness of the Youth Justice System Working Group*, 2002.
 - 16 Youth Court Feasibility Project Group, *Report*, 2002.
 - 17 エアドリー青少年裁判所はノース・ラナークシャーの北部、ハミルトン青少年裁判所はサウス・ラナークシャーの北部とノース・ラナークシャーの一部を管轄する。
 - 18 Gill McIvor et al. *Evaluation of Airdrie and Hamilton Youth Court Pilots*, 2006, p. 1.
 - 19 青少年裁判所プロジェクトを推奨した YCFPG の報告書では、当初、常習性基準を満たす者のみが青少年裁判所プロジェクトの対象者であったが、後に、状況的基準が付け加えられた。
 - 20 Gill McIvor et al, *op. cit.*, 2006, p. 3.
 - 21 *ibid.*, p. 2.
 - 22 *ibid.*, p. 3.
 - 23 *ibid.*, p. 3.
 - 24 Laura Piacentini and Reece Walters, *The Politization of Youth Crime in Scotland and the Rise of the 'Burberry Court,' Youth Justice*, vol. 6, 2006, p. 44.
 - 25 したがって、報告書は全部で4種類公刊されている。すなわち、ハミルトン裁判所評価研究の中間報告として、Gill McIvor et al. *The Hamilton Sheriff Youth Court Pilot: The First Six Months*, Scottish Executive Social Research, 2004. 同裁判所の最終研究報告書として、Frank Popham, et al. *Evaluation of the Hamilton Sheriff Youth Court Pilot 2003-2005*, Scottish Executive Social Research, 2005.

- エアドリー裁判所の最終報告書として, Lee Barnsdale, et al. *Evaluation of the Airdrie Sheriff Youth Court Pilots*, Scottish Executive Social Research, 2006. 両裁判所の総合評価報告書として, Gill McIvor, et al. *Evaluation of the Airdrie and Hamilton Youth Court Pilots*, Scottish Executive Social Research, 2006.
- 26 Frank Popham, et al. *op. cit.*, p. 8.
- 27 このレビュー・ヒアリング, つまりシェリフが若年犯罪者に言い渡したプロベーション命令の履行に関して, 定期的に適切に履行されているかどうかの再審査を行う権限については, 2005年控訴院規則で留保された経緯がある。このようなレビュー・ヒアリングはイングランドではコミュニティ・コートなどですでに実施されている。但し, 法的には裁判所の二重処罰問題など理論的な問題を抱える。
- 28 筆者がエディンバラで直接レポーターに面接して聞き取りを行った結果でも, 当該レポーターは青少年裁判所のプロジェクトは少年福祉を浸食するものと否定的評価を表明し, とくに児童聴聞機関の関係者にその危惧が強いことが伺われる。
- 29 L. Piacentini and R. Walters, *op. cit.*, p. 46.
- 30 *ibid.*, p. 47.
- 31 *ibid.*, p. 48.
- 32 The Scottish Executive Office, *Youth Court Feasibility Group Report*, 2002, p. 4.
- 33 L. Piacentini and R. Walters, *op. cit.*, p. 48.
- 34 渡邊泰洋・前掲書。
- 35 L. Piacentini and R. Walters, *op. cit.*, p. 49.
- 36 *ibid.*, p. 49.
- 37 Gill McIvor et al, *op. cit.*, 2006, p. 5.
- 38 John Muncie, *Youth Justice : Responsibilisation and Rights*, J. Roche(ed.), *Youth in Society*, 2004, p. 214.
- 39 L. Piacentini and R. Walters, *op. cit.*, p. 50.
- 40 Lesley McAra, *Welfare in Crisis? : Key Developments in Scottish Youth Justice*, in J. Muncie and B. Goldson(eds.), *Comparative Youth Justice : Critical Issues*, 2006, p. 142.
- 41 ‘community sentence’を指し, 保護観察がその中心であるが, 1990年代にスコットランドでは(連合王国でも同様に)付随的処分から刑罰に転換された(守山 正「イギリス保護観察の変節」更生保護と犯罪予防147号(2006年)16頁以下参照)。
- 42 L. Piacentini and R. Walters, *op. cit.*, pp. 54-55.
- 43 このテーマを扱うものとして, 守山 正「イギリスにおける犯罪予防と地域安全」警察政策12号(未公刊)がある。
- 44 Nils Christie, *Crime Control as Industry : Towards Gulags Western Style* (2nd ed.), 1994.
- 45 筆者は, 2007年夏にリーズ大学ディグナン教授の紹介で, このレビュー・ヒアリン

グをイギリスで初めて実施したノース・リバプールのコミュニティ・ジャスティス・センター（Community Justice Centre in North Liverpool）を見学する機会を得た。同センター所長のデイビッド・フレッチャー氏（職業裁判官）は、この構想の先駆者であり、見学日には、自らレビュー・ヒアリングをされる状況を見ることができた。同氏は言い渡した処分について犯罪者の履行状況を厳しくチェックし、種々のアドバイスを与えていた。同センターには刑務所、保護観察所、警察の出先事務所が机を並べて合同で開設されており、多機関協働体制と機関間の意思疎通が図られていた点が印象的であった。同センターにおける犯罪者の予後も良好と報告されている。